

## 地方公会計財務書類作成支援業務 仕様書

### 1. 業務名

地方公会計財務書類作成支援業務

### 2. 業務目的

東紀州環境施設組合(以下「組合」という)は「今後の地方公会計の整備推進について」(平成 26 年 4 月 30 日総務省自治財政局長通知)等を受け、総務省から平成 27 年 1 月 23 日に示された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」による貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書(以下「財務書類」という)の作成と公表、並びにその補助簿として必要な固定資産台帳の整備を行う。

本業務は、この財務書類を作成し、資産債務の把握や財政運用への活用、住民への周知を行うために必要な支援を目的とする。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4. 準拠する諸法令等

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年号外政令第 16 号)
- (3) 今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書(平成 26 年 4 月 30 日総務省報告)
- (4) 統一的な基準による地方公会計マニュアル(平成 27 年 1 月 23 日総務省報告)
- (5) 地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書(平成 28 年 10 月 21 日総務省公表)
- (6) 地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書(平成 30 年 3 月 30 日総務省公表)
- (7) 地方公会計の推進に関する研究会報告書(平成 31 年 3 月 27 日総務省公表)
- (8) 地方公会計の推進に関する研究会(令和元年)報告書(令和 2 年 3 月総務省公表)

### 5. 委託業務内容

統一的な基準に基づく財務書類作成及びその前提となる固定資産台帳の整備に必要な次に掲げる支援等を行うものとする。

なお、総務省が示す「統一的な基準による地方公会計マニュアル」等に即し業務を実施することとする。

#### (1) 地方公会計導入及び運用体制の構築

組合と協議の上、地方公会計を導入するために必要な方針の決定や作業の抽出を行い、役割分担を調整し、導入の全体スケジュールを作成する。また、本年度以降に地方公会計制度にかかる業務を行う上で必要となる年間スケジュール等を上述と同様に作成する。

## (2) 資金仕訳変換表作成

歳入歳出伝票を基に、帳簿の記載方法を単式簿記から複式簿記への変換定義の作成を行う。ただし、予算科目単位で集計した歳入歳出データに対し1仕訳とせず、歳入歳出伝票の各伝票に対して1仕訳となるよう作成を行う。また、複式仕訳を一義的に特定できない場合、適宜修正仕訳を行う。

## (3) 発生主義会計の導入

発生主義に基づいた非資金取引の仕訳作成や一義的に複式仕訳が行えなかった現金主義に基づく取引の特定・複式仕訳の振替・修正を行う。

## (4) 固定資産台帳の作成

固定資産等の新規取得・売却について、歳入歳出伝票等をもとに内容確認し、台帳を作成する。また、当組合の歳入歳出決算における財産に関する調書との整合も図ること。

## (5) 財務書類の作成

一般会計等における財務四表、附属明細書、注記表を作成する。また、当組合は関係市町(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町)の連結対象となることから、関係市町から報告を求められた際の必要となる資料を作成するものとする。

## (6) 財務書類の作成に関する適正な助言・指導

制度に基づいた正確な財務書類を作成するため、必要な助言及び指導を行う。

## 6. 成果品

### (1) 財務四表

### (2) 附属明細書

### (3) 注記表

### (4) 固定資産台帳データ

### (5) 関係市町配付用財務書類データ

### (6) その他作成根拠データ

※成果品において、上述の(1)から(3)は当組合が編集可能なデータ形式(Word 又は Excel)で納入すること。(4)から(6)はPDF形式も可とするが、当組合としてはWord 又はExcel形式での納入を希望する。

## 7. その他特記事項

(1) 円滑な事業の実施・監査対応等を配慮し、事務担当者には、地方公共団体の財務会計及び発生主義会計・複式簿記に関する専門の知識・能力を有する公認会計士または税理士を配置すること。

(2) 本業務は、官公庁において統一的な基準に基づく発生主義会計・複式簿記による財務書類作成の実績を有するものを受託者とする。

(3) 本業務におけるデータ入力業務(固定資産台帳・財務書類作成等)はすべて受託者が担当

すること。(当組合職員はデータ入力を一切行わない。)

- (4) 本業務の全部及び一部を第三者に再委託することはできない。ただし、組合の承諾を得た場合についてはこの限りではない。
- (5) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することを認めない。また、本業務終了後も同様とする。
- (6) 組合は、必要と認めるとき、業務内容の一部を変更若しくは停止させることができる。この業務内容の変更に伴う委託料及び委託期間の変更等については、組合と受託者において協議の上、決定する。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、組合と受託者で協議の上、定めることとする。